

令和3年3月23日

## 社会福祉法人みどりの町一般事業主行動計画

社会福祉法人みどりの町では、すべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和が図られるとともに、子育て期の職員においては、仕事と子育てを両立させることができるよう働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

### 2. 行動計画の内容

目標1 一般職員・有期雇用職員（常勤職員、短時間勤務職員）を問わず、すべての職員が、年間6日以上（常勤換算）の年次有給休暇を取得する。

取組み (1) 前年分年次有給休暇の取得実績の把握・分析  
(2) 経営・調整会議において、計画促進に向けた協議・検討  
(3) 計画実施に向け、全職員への周知  
(4) 取得状況の取りまとめ、取得促進の取組み（四半期）  
(5) 経営・調整会議において、取得実績の検証、次年度の目標設定

目標2 仕事と子育ての両立を支援するため職場環境を整備します。

取組み (1) 3歳に満たない子どもを育てる職員に対する措置  
・短時間勤務制度の周知と活用  
・所定外労働の免除制度の周知  
(2) 小学校就学前の子どもを育てる職員に対する措置  
・職員が子の看護（病気・ケガ等）するため休暇制度の周知と活用  
・時間外労働の制限、深夜業の制限の制度の周知  
(3) 制度の円滑な取得と職場復帰後の支援  
(4) ハラスメントの防止の徹底

3. 時期 令和3年4月1日から